

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年11月28日（金曜日）15時28分～15時49分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
渡辺上下水道課長、熊谷上下水道課長補佐

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、舟見議員、村上議員、平山議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、定刻少し前ですけれども、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

今回の議件については、水道料金の還付処理等についてということで、当初の委員会調査事項にはなかったのですが、上下水道課からの要請で今回開くことになりました。

それでは、まず課長のほうから説明をしていただいて始めたいと思います。

1 水道使用料金の還付処理等について

説明員 上下水道課 渡辺課長、熊谷課長補佐

渡辺上下水道課長 15:28～15:28

まずは、今日貴重な時間いただきまして、ありがとうございます。今委員長からありましたとおり、当課において水道使用料金の還付処理事案が発生したことから、その内容等について説明させていただきます。

それでは、課長補佐の熊谷のほうから説明させますので、よろしくお願いします。

熊谷上下水道課長補佐 15:28～15:33

課長補佐の熊谷です。失礼なのですが、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

本事案につきましては、本年10月3日に確認された事案となりますが、住宅兼店舗の併用住宅において家庭用と営業用の2つの給水申請をしている使用者ご本人より水道料金の給水用途、具体的には家庭用と営業用が反対になっているのではないかとの指摘を受けまして、同日中に現地確認をし、指摘されたとおり給水用途区分が反対であることが確認できたため、直ちに給水用途を正しいものに修正をいたしました。この用途区分

の誤りにより、本来家庭用として計量すべき水量を営業用として、営業用として計量すべき水量を家庭用として請求していたことにより、本来負担していただくべき水道料金よりも過大な料金を徴収していたことが判明しました。

また、この給水区分誤りが発生した原因についてなのですが、町では給水申請ごとに設置されている給水の計量器により毎月使用量を確認をし、水道料金を決定していますので、本事案につきましましては1つの建物に対して2つの給水計量器が設置されています。給水計量器には、計量法の施行令により検査の有効期間が定められており、町では有効期間内に給水計量器の交換作業を行っており、給水計量器の取り違えを防ぐために各給水計量器にナンバーをつけましてシールを貼って管理をしているところです。本事案につきましましては、システム上ですとか、紙で残っている台帳上遡り確認することができる平成25年の給水計量器の取替え時のデータを見ましても既に取り違えが発生しておりまして、正確な取り違えがいつ発生したかというところの確認をすることができておりません。

また、過大に徴収していました水道料金の取扱いにつきましましては、弁護士に相談をし、取扱いについて検討をしてまいりました。本事案につきましましては、過徴収と請求不足という2つの事案が発生をしております。まず、過徴収についてですが、令和2年4月1日改正前の民法第167条に基づきまして過去10年間遡りまして使用料金の過徴収部分について還付の手続きを取らせていただきたいと考えています。還付の予定額につきましましては、家庭用で37万7,700円、営業用で2,440円となります。また、この還付金に対し、民法404条に基づく法定利率から家庭用で7万1,784円、営業用で973円の還付利息を加えまして合計で45万2,897円を還付したいというふうに考えております。また、請求不足額についてですが、こちらにつきましても令和2年4月1日改正前の民法第173条に基づきまして過去2年間分の本来の使用量で再計算をいたしまして、7万1,680円について改めて請求をさせていただきたいと思っております。

以上で今回発生しました事案の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:33～15:49

工藤副委員長 ちょっと分からないので、聞きます。一般家庭用と営業用というのは、営業用のほうが水道料高いのですか。

渡辺課長 給水区分で営業用と家庭用あるのですけれども、家庭用の場合は基本水量が10トンまでで月額2,850円、営業用は基本水量が15トンで4,740円、超過料金も家庭用は300円、営業用が320円となります。

工藤副委員長 今回の事案は、家庭用であったものが営業用として計算して請求されていたという、そういうことでしょうか。だから、役場側はもらい過ぎということ、そうだね。

渡辺課長 先ほど説明したのですけれども、1階が店舗、飲食店やっていて2階が住宅という併用住宅で給水メーターが2つあります。1階は、営業用で給水量を量ればよかったのですけれども、それが逆転していたのです。1階の飲食店を家庭用で計量していて、2階の住宅部分を本来家庭用で量るべきところを営業用でなっていたということの誤りで、今回当然2階の住宅部分のほうが毎月の使用量が多く出てしまったものですから、本来家庭用なのだけれども、営業用でメーター量っていたものですから、当然住宅のほう高く出るのです。その高く出た分は今回還付して、逆にお店の部分、本来営業用で取るべきところを家庭用で取っていたものなのですけれども、これ逆に不足している月もあったので、それは足りない部分はもらいますよと。多くもらった分は返します。足りなかった部分はもらいますという、ただもらう部分は遡っても2年、返す部分は民法の規定で10年で、今回説明したとおりの金額になります。

金木委員 そもそも間違った原因は、2つあるメーター器には間違わないようにシールを貼っていたということなのですが、そのシールの貼り方が間違えたということなのか、そのシールには関係なく数字を読み取る段階で記入間違いしたのか、それはないだろうと思うのですけれども。

熊谷課長補佐 明確なことはちょっと、正解は分かっているのですが、ただ平成25年のときに既にメーターに貼ってあるシールが間違ったものが貼ってあります。あくまでも計量に行っていた方については、その番号をきちんと読み取っていただいているのですが、貼ってある番号が間違っているものですから、誤った計量になってしまっているということに

なっています。ただ、その直接的な原因は、計量器 8 年で替えることになるのですが、そのときにシールを貼り間違っただけなのか、また別な理由があつて貼り間違ってしまったものかというところは明確にできていないという押さえになっています。

金木委員 分かりました。どういうところなのかなということは疑問に思つてはいたのですが、今課長のほうから飲食店っておっしゃったのですが、それはそれでいいのかなと思いますけれども、こちら役場側の責任があつたのだということになると、監督責任みたいなことで例えば何か処分のようなものは考えられるのかどうか、その辺の考え伺えますか。

渡辺課長 先ほど説明しましたが、今回原因が特定されていないということで、誰か個人に責任を負うとか、その辺も考えていないですし、ただ今回還付加算金という形で利息をつけてお返しするのですが、本来水道使用料金は民法の規定で私債権という扱いになるのです。税金みたいな地方自治法とか地方税法で言う還付加算金というのが水道使用料金の場合、私債権ですから、適用されません、本来は。ですから、言つてしまえば、利息分はつけなくてもいいのですが、ただやっぱり今回の事例でいいますと水道事業者として過失があるわけですから、賠償責任というわけでもないですが、還付利息分をつけてお返しするというので、責任とは言いませんけれども、そういう形で責任を負いたいということで考えております。

金木委員 ということは、そういう処理の仕方で対象となる本人、対象先の方は理解されている、了承されているということでいいですか。

渡辺課長 今回弁護士さんに相談させてもらひまして、先ほど言つた金額、還付の予定額、利息金額判明した時点で私と課長補佐で使用者のほうに出向きまして説明して納得していただいております。

逢坂委員 私から 1 点だけなのですが、今回併用住宅で 2 個量水器つけていたという部分でこういう事案が発生したということなのだと思いますが、

一般家庭では1個しかついていないので、そういう事案は出てこないかなというふうには思うのですが、それでこういう事案があったというのは大変遺憾だと私は思います。それで、こういう併用住宅だとか、飲食店ですから、ホテル、旅館とかで併用住宅だとか、そういうところの一斉点検、再度、羽幌町としてある程度の今課長責任というわけでないけれども、行政としてはやっぱり責任というのはあるわけだから、そういう意味で上下水道課として今後そういう間違いが起こらないように私は再点検するべきだと、併用住宅だとか、そういう場合、2個ついているところ、そういうふうには思うのですが、その辺は考えていませんか、今。

渡辺課長 今回の事案を受けまして、同じようなケースで誤りというか、そういうものがないか点検はしました。同じようなケースで、先ほど言ったとおり併用住宅、店舗と住宅のようなケースで水道メーター器2つある、そのようなケース探しまして、似たようなケース5件ほどあったのですけれども、結論としては問題ないかなという判断でいます。問題はなかったということです。

逢坂委員 分かりました。5件程度しかないということなので、問題はなかったということで、そうすると一般家庭も営業用もいろんな区分でトン数によっては基本料金も違うわけなので、その辺の組み分けというか、一般家庭に該当するものだとか、法人、営業に該当するとか、そういうところも例えば今後現在の状態において間違いが出てこないのかなという、そういう心配も実はちょっとありましてお話するのだけれども、そういう心配も出てくると思うのです。だから、そういうことも含めて総点検みたいに水道料金徴収に関する部門で周知をしたり、総点検をしたり、そういうことは私は今後必要でないかなと思うのですけれども、その辺はどういう考え上下水道課としては持っているのか。

渡辺課長 基本的に毎月の検針で例えば異常水量があった場合エラー出るようなシステムの仕組みになっていまして、検針で例えば直近3か月の平均より2倍以上の水量があった場合だとか、逆に2分の1、極端に減った場合とかはシステム上エラー出るようになっているのです。その場合は、複数人でチェックしまして、なおかつうちの業務係のほうで現地、直接メ

ーター確認して漏水とかがないか確認しますし、使用者にも使用状況確認しますし、そういう部分では毎月検針終わった後にダブルチェックしますので、何か異常があればそういう部分で出てきますので、その都度対応しているということでもあります。

逢坂委員 そういう部分は、異常が出れば当然漏水だとか何かでメーターがぼんと上がるわけだから、分かるのです。さっき質問したのは、要するに営業用でいいのか、家庭用で例えばこのうちはいいのだよとか、そういう組み分けということを質問したのだけれども、例えばそういう間違いも起き得るのでないかなと思うわけだ、私も、今後万が一。こういう問題を出すことによって、うちなんか家庭用でいいのだろうかとか、営業でいいのだろうかというようなことが出てくる、この問題を出すことによって発生してくるのでないかなと思うので、その辺のこともきっちりやっぱり調べ上げたほうが私としてはいいのではないかという質問だったのです。

渡辺課長 本来給水区分っていいものは、使用者本人の申請で決定するものなのです。今回のケースでいうと、店舗、住宅で併用住宅というパターンなのですけれども、通常は家庭用で料金徴収するのですけれども、ただ営業形態によってはお店のほう割合高いというふうになれば営業用にしますし、それはあくまでも使用者本人の申請によってということなのです。うちのほうで総点検して1件1件使用実態を全部明らかにして、それはちょっと困難なので、それは難しい。基本的には、使用者本人の申請によって決まるということなのです。

逢坂委員 それは分かるのです、大変だというのは。3,500世帯のそれを調査せというのはなかなか難しいかもしれないけれども、何らかの形で私はこういうことも例えば、新聞に出るかどうかわからないけれども、広報なんかに出して自分の使っている水道、一般家庭であれば全然問題ないかもしれないのだけれども、また何か違う農家だとか漁業のほうとかいろんなところで使っているわけだから、水道というのは、だからそういう部分で出てくるのではないかなという心配があるので、そういうところ点検したほうがいいのではないかということをお話したのですけれども、質

問というか、したのですけれども、そういうことで本人の申請だって言うけれども、営業で使っていても安いほう、安いほうで家庭用で申請したら、それをではそのままのみにして受理するのかという部分にはならないと思うので、その辺も含めて今後やっぱり注意をしながらこういう間違いないようにやっていっていただきたいという要望も兼ねてお話ししているので、私そういうふうに注意喚起しながらこれをやっていてほしいなというふうに思う。その辺はどうですか。

渡辺課長 今逢坂委員言うとおおり、今回のケースも使用者の連絡がもうちょっと早ければこちらも気づいたって言ってしまえば、水道事業者の過失云々という話もおかしくなってしまうのですけれども、今委員おっしゃられたとおおり広報か何かで使用実態、もし何か変わっている部分、何か異常があれば上下水道課に連絡してくださいと、これはすごく大事な事かなと思いますので、これはぜひ今後広報か何か、どういう媒体になるか分かりませんが、それはやっていきたい。本当に少しでも何か異常、何か気づきがあれば、連絡くれればすぐ上下水道課のほう対応しますので、そういう部分はぜひ今言ったとおおり周知はしていきたいと考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、質疑のほうがないようですので、本日の委員会は終了したいと思います。ありがとうございました。